(四) 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る建設業者等による自主的な取組を促進するものとすることとした。（第一三条第一項関係）

(2) 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及並びに建設工事の安全な実施に資するとともに省力化及び生産性の向上にも配意した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとすることとした。（第一三条第二項関係）

(五) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識の啓発を図るため、建設業者による建設工事従事者の従事する業務に関する安全又は衛生のための教育の適切な実施の促進、建設業者等による建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一四条関係）

建設工事従事者安全健康確保推進会議

(1) 政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関（(2)において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとすることとした。（第一五条第一項関係）

(2) 関係行政機関は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し専門的知識を有する者によって構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、(1)の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとすることとした。（第一五条第二項関係）

施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

―――――――――――――

## ◇無電柱化の推進に関する法律（法律第一一二号）

（国土交通省）

1　総則

(一) 目的

この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二) 基本理念

(1) 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われることとした。（第二条第一項関係）

(2) 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならないこととした。（第二条第二項関係）

(3) 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならないこととした。（第二条第三項関係）

(三) 国の責務

国は、(二)の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

(四) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、(二)の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

(五) 関係事業者の責務

関係事業者は、(二)の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有することとした。（第五条関係）

(六) 国民の努力

国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第六条関係）

2　無電柱化推進計画等

(一) 無電柱化推進計画

国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化推進計画を定めなければならないこととした。（第七条関係）

(二) 都道府県無電柱化推進計画等

都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、都道府県無電柱化推進計画を定めるよう努めなければならないこととし、市町村は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、市町村無電柱化推進計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

3　無電柱化の推進に関する施策

(一) 国民の理解及び関心の増進

国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずることとした。（第九条関係）

(二) 無電柱化の日

国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設けることとするとともに、国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとした。（第一〇条関係）

(三) 無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等

国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法第三七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずることとした。（第一一条関係）

(四) 電柱又は電線の設置の抑制及び撤去

関係事業者は、社会資本整備重点計画法第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去することとした。（第一二条関係）

(五) 調査研究、技術開発等の推進等

国、地方公共団体及び関係事業者は、電線を地下に埋設する簡便な方法その他の無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に必要な措置を講ずることとした。（第一三条関係）

(六) 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第一四条関係）

(七) 法制上の措置等

政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一五条関係）